

平成19年第4回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成19年12月5日 午前10時00分 開会
午前11時08分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

- | | | | | |
|------------|-----|------|-----|-------|
| 3. 出席議員17名 | 1番 | 山下和弥 | 2番 | 朝岡佐一郎 |
| | 3番 | 西井覚 | 4番 | 藤井本浩 |
| | 5番 | 吉村優子 | 6番 | 阿古和彦 |
| | 7番 | 川辺順一 | 8番 | 川西茂一 |
| | 9番 | 寺田惣一 | 10番 | 下村正樹 |
| | 11番 | 岡島辰雄 | 13番 | 西川弥三郎 |
| | 14番 | 南要 | 15番 | 亀井一二三 |
| | 16番 | 高井悦子 | 17番 | 白石栄一 |
| | 18番 | 石井文司 | | |

- 欠席議員 1 名 12 番 野 志 昭

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	吉 川 義 彦	副 市 長	岡 本 吉 司
収 入 役	吉 田 新之助	教 育 長	吉 村 正 好
特 別 参 与	安 川 義 雄	企 画 部 長	米 田 芳 昭
総 務 部 長	大 武 勇 吉	都 市 整 備 部 長	高 木 久 雄
産 業 建 設 部 長	石 田 勝 朗	市 民 生 活 部 長	杉 岡 富 美 雄
保 健 福 祉 部 長	田 宮 久 好	教 育 部 長	宮 西 清
水 道 局 長	西 川 正 一	消 防 長	北 川 武 雄

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 飯田孝彦 書記 中嶋卓也
書 記 井上理恵

6. 会議録署名議員

- ## 7. 議事日程

- 日程第１ 会議録署名議員の指名
日程第２ 会期の決定について

日程第 3	議第 3 4 号	葛城市教育委員会委員の任命について
日程第 4	議第 3 5 号	葛城市教育委員会委員の任命について
日程第 5	議第 3 6 号	字の区域変更について
日程第 6	議第 3 7 号	奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加について
日程第 7	議第 3 8 号	奈良県市町村会館管理組合の解散について
日程第 8	議第 3 9 号	奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について
日程第 9	議第 4 0 号	奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について
日程第10	議第 4 1 号	奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について
日程第11	議第 4 2 号	葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正にすることについて
日程第12	議第 4 3 号	葛城市道路占用料に関する条例の一部を改正することについて
日程第13	議第 4 4 号	平成19年度葛城市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について
日程第14	議第 4 5 号	平成19年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の議決について
日程第15	議第 4 6 号	平成19年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について
日程第16	議第 4 7 号	平成19年度葛城市水道事業会計補正予算（第 1 号）の議決について

開 会 午前10時00分

藤井本副議長 おはようございます。

本日、議長が病氣療養のため、欠席したい旨の届けがございました。副議長の私が議長の職務を務めますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、平成19年第4回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、平成19年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会も、議員各位の格段のご協力によりまして、最後まで議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がございました。提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第16までの14議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は人事案件のみとし、他の議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、報告書により、ご了承願いたいと思います。

また、議会運営委員会から10月に実施されました視察研修につきまして、議長あてに報告書が提出されておりますので、ご了承願います。

次に、今回提出されました意見書等につきましては、お手元に配付の会議日程の欄外に記載しておりますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

ここで、吉川市長から、招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。

吉川市長。

吉川市長 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日、葛城市議会平成19年第4回定例会の招集をお願いをいたしましたところ、議員皆様には公私とも大変お忙しい中、出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから市政推進のためにご活躍をいただいておりますことに対しまして敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます次第でございます。

今定例会に付議いたします案件は、葛城市教育委員会委員の任命についてほか13件でございます。提案の都度、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。

藤井本副議長 これより日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、8番、川西茂一君、10番、下村正樹君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議を願っておりますので、議会運営委員長から報告願います。

6 番、阿古和彦君。

阿古議会運営委員長 平成19年第4回葛城市議会定例会に当たり、去る11月28日に議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

まず、議事日程及び審議方法でございますが、日程第3、議第34号及び日程第4、議第35号につきましては、人事案件でございますので、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、一括討論、1議案ごとに採決をいたします。

なお、人事案件につき、議案を朗読いたします。

次に、日程第5、議第36号につきましては上程し、その内容説明を受けた後、質疑までを行い、都市産業常任委員会に付託いたします。

次に、日程第6、議第37号から日程第10、議第41号までの5議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、一括討論を行い、1議案ごとに採決まで行います。

次に、日程第11、議第42号から日程第16、議第47号までの6議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託いたします。

なお、総務文教常任委員会には議第42号及び議第44号の2議案を、民生水道常任委員会には議第45号及び議第47号の2議案を、また都市産業常任委員会には議第43号及び議第46号の2議案をそれぞれ付託いたします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、議会日程及び会期は、お手元に配付のとおりでございます。会期は本日12月5日から12月17日までの13日間とし、6日午前9時30分から総務文教常任委員会、7日午前9時30分から民生水道常任委員会、10日午前9時30分から都市産業常任委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。12日、13日、17日は午前10時から本会議を開催し、各委員会に付託された議案につきまして、各委員長より審査結果について報告願ひ、質疑、討論の後、採決、引き続き一般質問を行いまして、最後に議会役員の改選をいたします。なお、11日と14日は予備日となっております。

続いて、意見書案は7件でございます。お手元に配付のとおり、所管においてご協議願ひます。

最後に一般質問でございますが、通告期限であります本日午後5時までに議長へ提出願ひます。なお、制限時間は質疑答弁を含め1人60分であります。

以上、報告といたします。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

藤井本副議長 ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日5日から17日までの13日間とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本副議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 5 日から17日までの13日間と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、運営委員長の報告のとおり、議案審議を行うことにいたします。

これより議案審議に移ります。

日程第 3、議第34号、日程第 4、議第35号 葛城市教育委員会委員の任命について、以上 2 議案を一括議題といたします。

本 2 議案を事務局長に朗読させます。

飯田事務局長 命により、朗読いたします。

議第34号 葛城市教育委員会委員の任命について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市北花内●●●

氏名 吉村正好 昭和●年●月●日生

平成19年12月 5 日提出

葛城市長 吉川義彦

議第35号 葛城市教育委員会委員の任命について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、下記の者を任命いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市疋田●●●

氏名 谷口房子 昭和●年●月●日生

平成19年12月 5 日提出

葛城市長 吉川義彦

以上でございます。

藤井本副議長 本 2 議案につき、提案者の説明を求めます。

吉川市長。

吉川市長 ただいま議題となりました議第34号と議第35号の 2 議案につきまして、一括して提案理由の説明を行います。

本 2 議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

初めに議第34号 葛城市教育委員会委員の任命につきましては、葛城市教育委員会委員の総谷裕彦氏が、本年 6 月30日付をもちまして退任をされましたので、葛城市北花内●●●

●、吉村正好、昭和●年●月●日生まれを葛城市教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

吉村正好氏におかれましては、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有しておりまして、最適任者と認めまして、任命いたしたいので、よろしくご同意をお願いを申し上げます。

次に、議第35号 葛城市教育委員会委員の任命につきましては、葛城市教育委員会委員、吉村正好氏が、本年12月20日付をもちまして任期満了となりますので、新たに葛城市疋田●●●、谷口房子氏、昭和●年●月●日生まれを葛城市教育委員会委員に任命をいたしたいので、議会の同意を求めるものでございます。

谷口氏の任命につきましては、平成20年4月1日から施行されます地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されました。法律には、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないと規定をされておりますことから、新庄北小学校PTA会長、新庄中学校PTA会長等を歴任をされまして、現在、葛城市社会教育委員に就任をいただいておりますところでありまして、高校生の保護者でもある谷口氏をお願いをすることにいたしましたわけでございます。

なお、谷口氏におかれましては、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関する識見を有しておりまして、最適任者であると認めまして、任命いたしたいので、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由といたします。

藤井本副議長 これより質疑、討論に入りますが、本2議案については一括質疑、一括討論とし、採決は1議案ごとに行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本副議長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本副議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第34号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第34号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第35号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本副議長 異議なしと認めます。

よって、議第35号議案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第5、議第36号議案を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

吉川市長。

吉川市長 ただいま議題となりました議第36号 字の区域変更につきまして、提案理由の説明を行います。

本件につきましては、大字新在家と大字染野の一部におきまして、平成18年度から平成19年度にかけまして、農業農村総合整備事業によりまして圃場整備事業を実施をいたしておるところでございまして、当該区域の圃場区画の形状変更に伴いまして、字の区域の変更を行おうとするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

藤井本副議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本副議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第36号議案は都市産業常任委員会に付託し、審査を行います。

次に、日程第6、議第37号から日程第10、議第41号までを、以上5議案を一括議題といたします。

本5議案につき、提案者の説明を求めます。

吉川市長。

吉川市長 ただいま議題となりました議第37号から議第41号までの5議案につきまして、一括して提案理由の説明を行います。

本5議案につきましては、奈良県市町村職員退職手当組合、奈良県市町村会館管理組合、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の三つの一部事務組合を、組合運営の簡素合理化と経費節減を図るために、奈良県市町村総合事務組合に整備統合を行おうとするものでございます。

初めに、議第37号 奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加についてでございます。

本案につきましては、地方自治法第286条第1項の規定に基づきまして、三つの組合を統合する基幹組合といたしまして、奈良県市町村職員退職手当組合の規約を全部改正いたしまして、奈良県市町村総合事務組合規約とするものでございます。

また、解散をいたします奈良県市町村会館管理組合及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の事務を継承し、葛城市及び宇陀市を除く県内10市を新たに組合の構成団体とするものでございます。

次に、議第38号 奈良県市町村会館管理組合の解散についてでございますが、本案につきましては地方自治法第288条の規定により、奈良県市町村会館管理組合を奈良県市町村

総合事務組合に統合するため、奈良県市町村会館管理組合を解散するものでございます。

次に、議第39号 奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分についてでございますが、本案につきましては、地方自治法289条の規定により、奈良県市町村会館管理組合が所有するすべての財産を、奈良県市町村総合事務組合に帰属させるものでございます。

次に、議第40号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散についてでございますが、本案につきましては地方自治法第288条の規定によりまして、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を奈良県市町村総合事務組合に統合するため、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を解散するものでございます。

最後に、議第41号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についてでございますが、本案につきましては地方自治法第289条の規定によりまして、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合が所有をいたしますすべての財産を、奈良県市町村総合事務組合に帰属させるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

藤井本副議長 これより質疑、討論に入りますが、本5議案については一括質疑、一括討論とし、採決は1議案ごとに行います。

質疑はございませんか。

白石議員。

白石議員 ただいま提案されました議第37号から議第41号について、若干の質疑を行っておきたいと思えます。とりわけ議第37号についてお伺いをしておきたいと思えます。

まず、全体にかかわって、このたびの改正によって、市長は事務の簡素合理化によって経費節減を図ることができると、このように説明をされました。当然、これまでであった三つの事務組合が統合整理されるというわけですから、経費の節減は期待できるわけでありますけれども、どのような経費が削減され、それぞれの加盟している市町村にどのような恩恵が将来、近い将来見込めるのか、この点について、まずお伺いをしておきたい。

あと1点は、市町村総合事務組合規約の第5条、議会の議員の定数及び選挙の方法についてでありますけれども、この規約を読みますと、組合の議会の議員の定数は12人とし、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ4人を互選すると、このようになっております。

1として、市長の職にある者。2として、奈良県町村会の理事及び監事の職にある者。3として、奈良県町村議会議長会の理事及び監事の職にある者、このようになっております。ここには、奈良県市議会議長会が含まれていないというふうに思うわけであります。どうして、このような規定になっているのか。市議会議長会、いわゆる我々市議会議員の意思は、この組合議会には反映されない、直接反映されないということになるのではないかと考えるわけですが、どのような理由によって市議会議長会が外されているのか、説明をお伺いしておきたいと思えます。

藤井本副議長 米田企画部長。

米田企画部長 ただいまの白石議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、三つの組合の整理統合でございますが、行政改革の観点から事務局体制の強化、効率化、組合議会の整理と、それと組合運営の簡素合理化、経費節減を図るために、三つの事務組合を整理統合するものでございます。それによりまして、管理運営面での総合的、弾力的運営による経費節減、また総合的な資金管理による有利な資金運用ができるものと考えております。

次に、第5条関係の市長と市長会と町村会、町村議会議長会と、それからあと市議会議長会がなぜないかということでございますが、現在、奈良県市町村会館には市長会の事務局、それから町村会、それから町村議会議長会は加入をいたしておりまして、市議会議長会はなぜか加盟をしていないということを聞いております。現在、市になりましてまだ間がありませんので、詳しい内容についてはちょっと把握をしておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

藤井本副議長 白石議員。

白石議員 三つの一部事務組合を一つに統合をして、事務の簡素効率化を図っていく。これはこれとして当然のことだと思います。昨今の厳しい財政状況の中で、それぞれの市町村の負担を減らしていくということも含めて、やはり条件としては、それぞれの組合で雇用されておられる常勤職員、あるいは非常勤職員の待遇なり条件を、これをしっかりと守っていただいて、効率的な事務によって、経営によって、市町村への負担を軽減する、そういう視点で臨んでいただきたい、このように思います。

それから、市議会議長会がこの組合議会の選出基準から外れているということについてでありますけれども、これは過去のいろんないきさつがあるんだろうというふうに思います。今の説明では、管理組合にもともと市議会議長会が加盟をしていなかったということから外れているということでもありますけれども、具体的に今度の提起は三つの事務組合が統合して、複合組合として規模も大きくなり、大きな仕事をしていくということになるわけですから、やはり市議会議長会として当然加盟をしていただいて、やっぱり議員を送り、それぞれ12市の市議会の意向が反映されるようにすべきではないのかと。過去のいきさつはどうであれ、やはり市民の負託を受けている市議会がかかわりを持っていないというのは、これはおかしい話だというふうに思うわけで、改善を求めていると、このように思います。

以上です。

藤井本副議長 答弁はいいですね。

白石議員 はい。

藤井本副議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本副議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本副議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第37号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第37号議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第38号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第39号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第39号議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第40号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第40号議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第41号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第41号議案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前11時00分

藤井本副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11、議第42号から日程第16、第47号まで、以上6議案を一括議題といたします。

本6議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

吉川市長 ただいま議題となりました議第42号から議第47号までの6議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議第42号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、平成19年人事院勧告によります国の制度改正に準じまして、一般職の職員の給与を改正するための改正でございます。改正内容につきましては、一般職の給料表の1級から3級の一部の引き上げと、子等にかかります扶養手当を500円引き上げいたしましたして6,500円に、また勤勉手当の支給割合を0.05カ月分引き上げる改正でございます。

次に、議第43号 葛城市道路占用料に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては郵政民営化によりまして郵便差出箱及び信書便差出箱の道路占用料を、1個1年につき600円の徴収をするための改正でございます。

次に、議第44号 平成19年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,349万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億8,595万2,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、退職手当特別負担金の追加、職員の人事異動に伴います人件費の補正とまちづくり交付金事業の追加等でございます。

次に、議第45号 平成19年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,733万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,763万8,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、国庫負担金の精算に伴います返還金と老人保健医療費拠出金の増加によるものでございます。

次に、議第46号 平成19年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ103万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,396万3,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、事業の確定によりまして不用額の整理を行うものでございます。

最後に、議第47号 平成19年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、水道事業費用におきましては461万1,000円を追加いたしまして、水道事業費用の総額を7億6,328万4,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、職員の人事異動に伴います人件費の追加等でございます。また、資本的支出におきましては1億1,084万5,000円を減額いたしまして、資本的支出の総額を2億6,240万7,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、本年度予定をいたしておりました寺口受配水池耐震補強工事が国の補助制度の改正に伴いまして、国庫補助事業に該当することとなりましたために、本年度予定をしておりました事業を次年度に実施するための委託料や工事請負費を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

藤井本副議長 これより質疑に入りますが、本6議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本副議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第42号、議第44号の2議案は総務文教常任委員会に、議第45号、議第47号の2議案は民生水道常任委員会に、議第43号、議第46号の2議案は都市産業常任委員会にそれぞれ付託し、審査を願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおり、12月12日、13日、17日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時半にご参集をお願いいたします。

なお、6日午前9時30分より総務文教常任委員会、7日午前9時30分から民生水道常任委員会、10日午前9時30分から都市産業常任委員会が開催されますので、各委員の方は日程表の日時に審査をよろしく願いいたします。

皆様方には早朝より慎重にご審議を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時08分